



西浦支援学校 課外クラブに係る活動方針

令和6年 4月 1日

1. 課外クラブの目的

- (1) 放課後を有効に活用し、生徒に活動の場を提供する。
- (2) 活動に自主的に取り組み、友だちと共に活動する中で仲間意識を高める。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者等に提示し理解と協力を求める。
- (2) 課外クラブ指導者は顧問を含む複数で担当し、生徒一人ひとりの実態に応じた支援を行うとともに、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間の設定について

- (1) 基本、週1回程度の活動とする。校外での活動(対外試合等)や週休日における活動頻度は、状況に応じて設定する。
- (2) 4月～10月は、15:10～16:10(16:20 下校)の活動とし、11月以降は、日没時間を考慮し、活動時間を変更する場合もある。

4. 指導について

- (1) 課外クラブの指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 怪我や事故等の対応については、本校の危機管理マニュアルに沿って対応する。

